

第2章 計画の内容

1 対象

すべての子ども・若者と子ども・若者を取巻くすべての人と団体

すべての子ども・若者と、子育て家庭、それにかかわる保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者などすべての人と団体を対象とします。

この計画全体を通して用語の定義は以下のとおりとします。

- 子ども…おおむね18歳未満の者をいいます。
- 若者…おおむね39歳以下の者をいいます。
- 保護者…親、里親その他親に代わり子どもを養育する者をいいます。
- 地域住民等…地域の住民及び団体をいいます。
- 学校等関係者…学校・幼稚園・保育所・児童養護施設その他子どもが学び、育つことを目的として通学・通園・通所・入所する施設の関係者をいいます。

2 期間

平成22年度から平成26年度までの5年間

3 基本理念

子どもの健やかな育ちと若者の自立を社会全体で支えるまちなごやをめざします

○ めざす子ども・若者の姿

他を思いやる心を持つとともに、社会性を身につけ、豊かな人間性と創造性を備え、自分の行動に責任を持ち、他者と共生し社会の責任ある一員として自立できる子ども・若者

○ めざす子育て家庭の姿

保護者が子育てについての第一義的な責任を果たすことにより、子どもが安心して生活できる家庭

○ めざす社会の姿

市、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者の社会全体で子ども・若者や子育て家庭を支える社会

◆基本理念実現のために3つの指標を設定します

	現 状	目 標 (26年度)
* 自分のことを好きと答える子どもの割合……………	72.8% …▶	77%
* 保護者が子育てを通じて子育てに幸福感を感じた割合……	73.6% …▶	79%
* 子育てに関わる活動に参加したことがある市民の割合……	41.2% …▶	46%

4 基本理念を実現するための大人の役割

施策を進めるにあたっては、周りの人に大切にされ、愛され、信頼されることにより子どもが自分に自信を持ち、安心して健やかに育つことを最重視し、子どもや若者にかかわるさまざまな立場に応じて、大人が次のような役割を果たすことが必要です。

(1) 市

子どもの権利を保障するため、国、他の地方公共団体及び関連機関と連携し、協働するとともに、子どもや若者に関する施策を実施します。また、保護者、地域住民等、学校等関係者、事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう支援します。

(2) 保護者

子どもの養育及び発達に家庭が果たす役割を理解するとともに、その第一義的な責任を有することを自覚し、子どもの健やかな育ちのために子どもにとっての最善の方法を考え、子どもの年齢や発達に応じた養育に努める必要があります。

(3) 地域住民等

子どもの豊かな人間性が地域の人、自然、社会及び文化とのかかわりの中ではぐくまれることを認識し、子どもの健やかな育ちを支援するよう努める必要があります。また、虐待などあらゆる暴力や犯罪から子どもを守るための安全で安心な地域づくりや子どもや若者ととともに地域活動を進めるよう努める必要があります。

(4) 学校等関係者

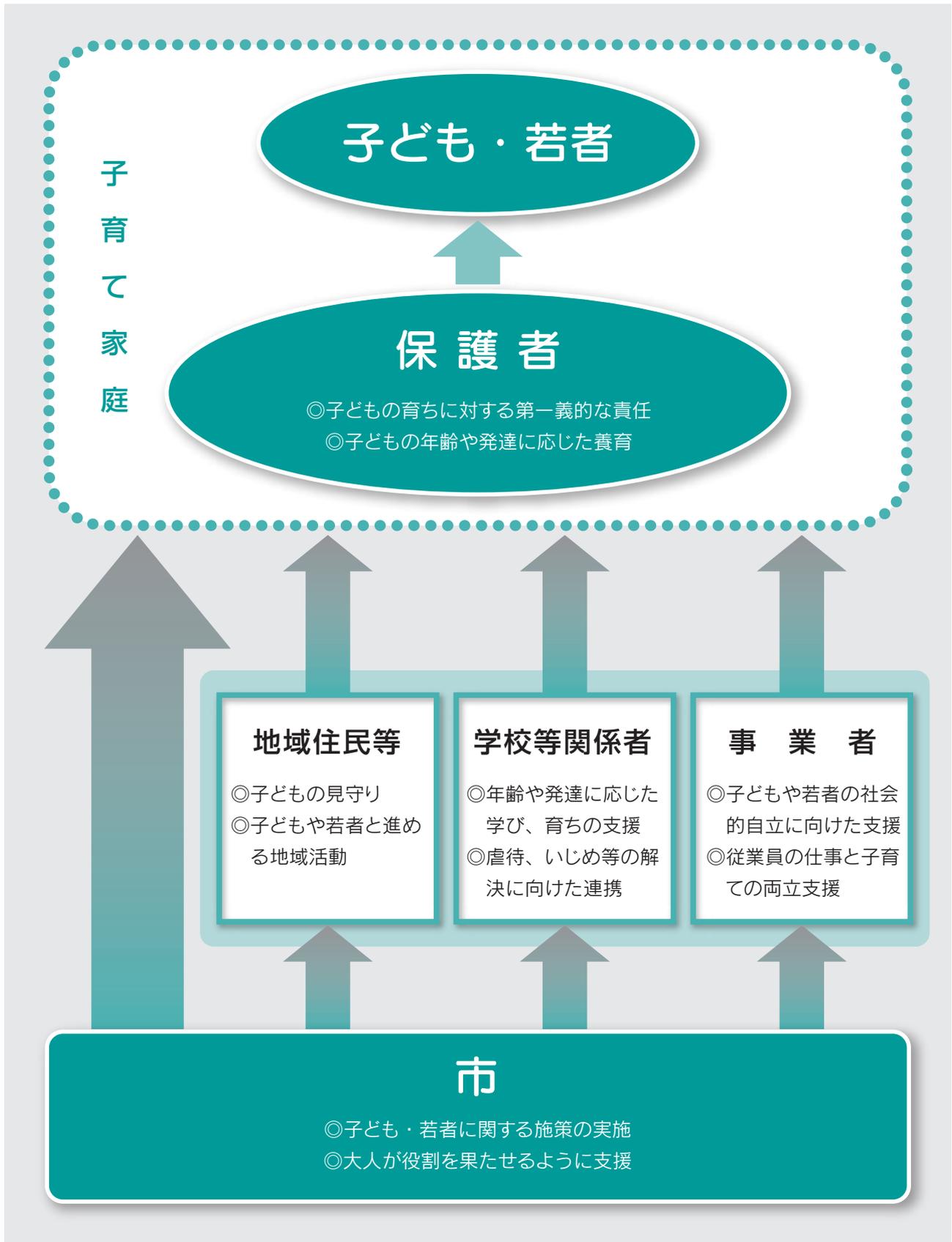
子どもの年齢及び発達に応じ、子どもが主体的に学び、育つことができるよう必要な支援に努める必要があります。また、虐待、体罰、いじめなどの解決に向けた関係機関との連携や子どもが子どもの権利を理解し、自分の意見を表明することができるような支援に努める必要があります。

(5) 事業者

子どもの健やかな育ちを支援するため、社会的影響力や責任を認識した事業活動を行うとともに、子どもや若者の社会的自立に向けた就労支援、人材育成、社会人教育を行うよう努める必要があります。また、仕事と生活の調和の視点から、子どもを養育する従業員が仕事と子育てを両立できるような職場の環境づくりに努めるとともに、仕事と子育てを両立できる働き方について、従業員の意識の向上を図り、子育て家庭支援の取組みへの参加又は協力を促すよう努める必要があります。

* * * * *

図2 基本理念を実現するための大人の役割



5 施策

計画の基本理念の実現に向け、4つの施策を展開し課題を解決していきます。

施策1 虐待やいじめ等の防止と子どもの権利の保障

虐待やいじめがなく子どもの命が守られ、子ども一人一人が尊重されるなど子どもの権利が守られるように、相談体制の充実や相談機関の連携強化を図るとともに、一人の人格を持った人間として子どもが尊重されるよう施策を進めます。

《施策の展開》

- 子どもの権利を守り生かすことへの支援
- 子どもを虐待から守るための支援
- 不登校・いじめ等の対策の推進

施策2 子どもの育ちの支援

子どもが健康に育ち、豊かな人間性や社会性などを身につけ、自己肯定感をはぐくむことができるよう、家庭・地域・幼稚園・保育所や学校等がそれぞれ安全に安心して過ごせる居場所となり、さまざまな遊びや体験ができるよう施策を進めます。また、子どもの育ちの支援にあたっては、将来の社会的自立を念頭に置き、年齢に応じた支援を行えるよう配慮します。

さらに、ニートやひきこもりといった困難を抱えた若者への対応として、関連機関や地域などと連携し、支援することができる体制づくりに努めます。

《施策の展開》

- 子どもの健康支援
- 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援
- 若者の社会的自立への支援
- 特に支援を要する子どもの支援

施策3 子育て家庭の支援

保護者自身が子育てを楽しみ、子どもと十分に向き合い、子どもの育ちを支えていくことができるよう環境整備することにより、子育ての不安感・負担感や孤立感の軽減に努めます。

《施策の展開》

- 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
- 経済的負担の軽減
- 社会全体での子育て支援
- 子育てにやさしいまちづくり

施策4 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

事業者や働く人の意識を変えていくために、市民や企業への働きかけを進めるとともに、保育サービスの充実など仕事と子育ての両立支援を進めます。

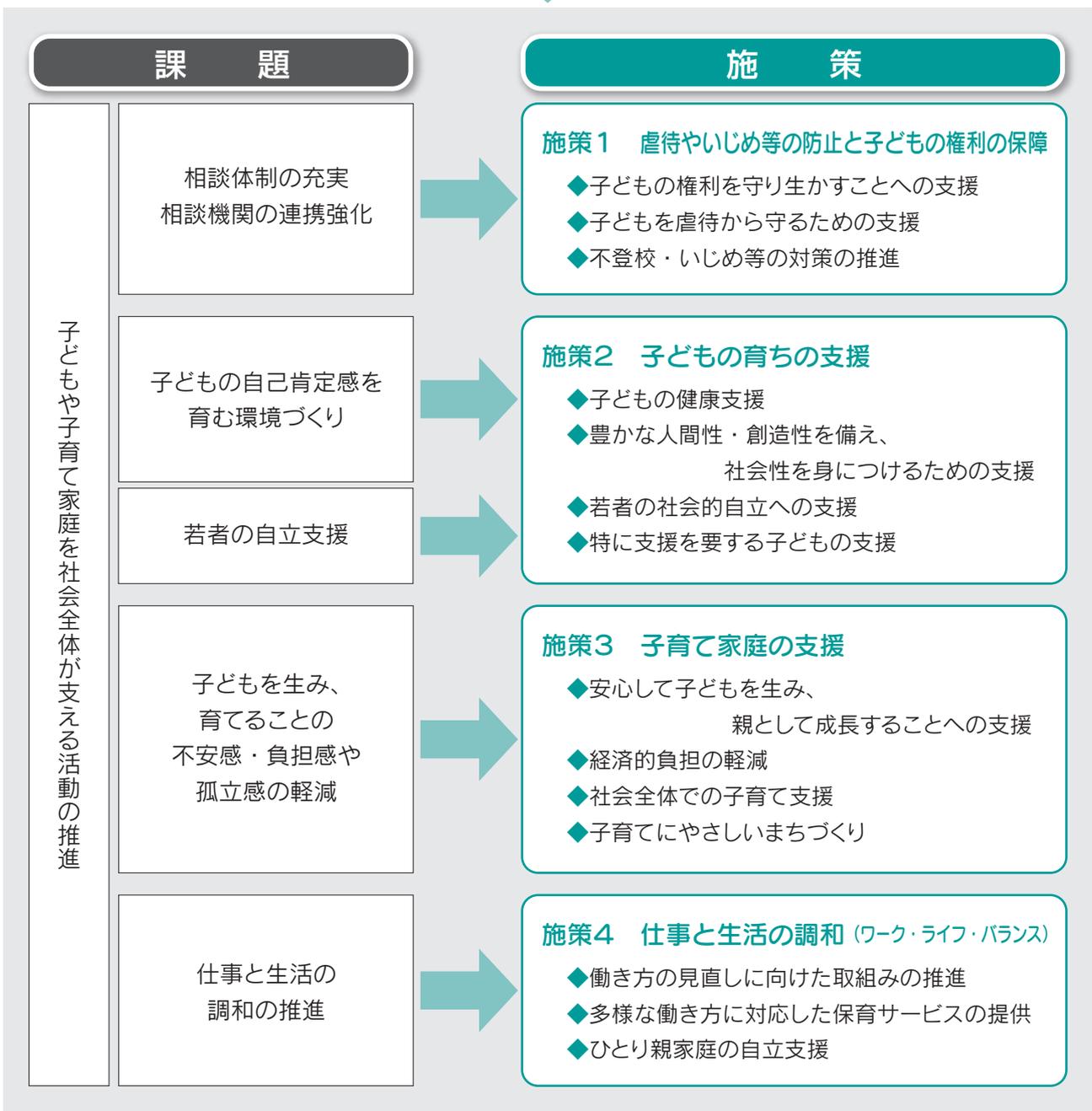
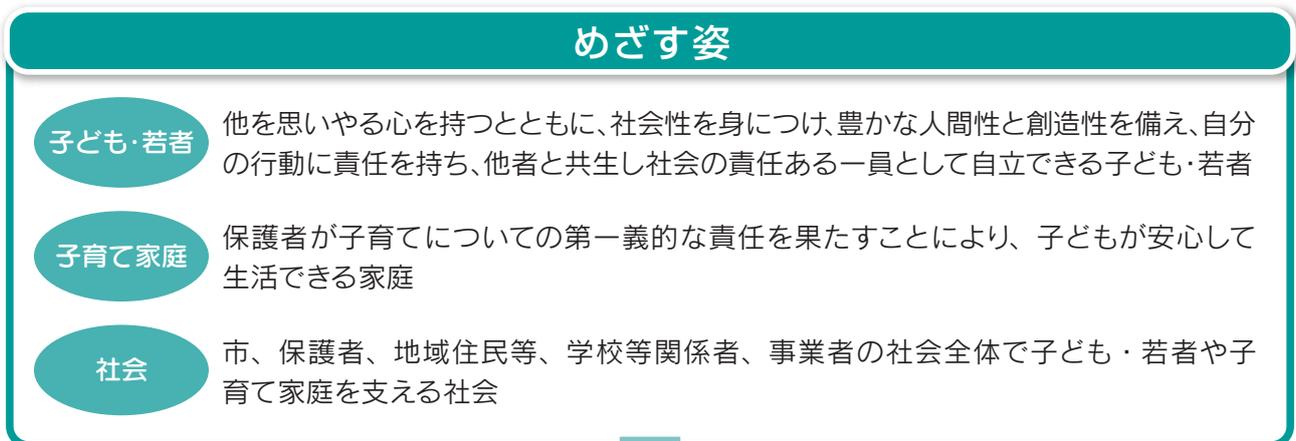
《施策の展開》

- 働き方の見直しに向けた取組みの推進
- 多様な働き方に対応した保育サービスの提供
- ひとり親家庭の自立支援



なごっち

図3 計画の全体像



6 施策を進めるにあたっての留意点

(1) 子ども・若者の視点に立った支援

子ども・子育て支援の施策を進めるにあたっては、社会や大人の立場から子育てしやすい環境をつくるという視点にとどまることなく、子どもの育ちにとって何が最も重要かという視点を大切に、「安全に安心して生きる」「一人一人が尊重される」「豊かに育つ」「主体的に参加する」という子ども条例に掲げる4つの子どもの権利が具現化されるよう努めます。また、若者の支援施策を進めるにあたっては若者の自立にとって何が必要なのかという視点で取り組んでいきます。

(2) 子ども・若者の社会参画の推進

子どもの頃から社会に参画し自分の意見が尊重される経験をするには、自信と自己肯定感を培い、社会に主体的に参加する能力を身につけ、社会の責任ある一員へと成長するために欠かせないものと考え、子ども・若者が当事者として参画できるよう努めるとともに、子ども・若者の主体性を育む取組みを進めていきます。

(3) 包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない支援

さまざまな分野で発達段階に応じて実施されている多様な支援を、横断的・縦断的に連携させ、包括的でライフ・ステージ間の切れ目のない支援ができるように努めます。また、特に支援を要する子どもや若者に対しては、継続的に支援していけるように努めます。

(4) 支援が行き届いていない子ども・若者や子育て家庭への支援

支援が十分に届いていない子ども・若者や子育て家庭の状況把握に努めるとともに、個々のニーズに応じた支援に努めます。

(5) 支援の担い手の質的・量的確保

子ども・若者や子育て家庭に対する支援の充実を図るために、研修の充実、支援にかかわる人材の適正配置、必要な人数の確保など支援の担い手の質的・量的な確保に努めます。

(6) 仕事と生活の調和の推進

男女が家庭を築き、安心して子どもを生み育てていくためには、男性も含めた仕事と子育ての両立が重要であると考え、仕事と生活の調和の推進に努めます。

7 計画の推進

(1) なごや子ども・子育て支援協議会の意見の反映

「なごや子ども・子育て支援協議会」において、計画の実施状況等を毎年度報告し、施策の実施状況について客観的な評価を受けるとともに、子どもや子育てにかかわるさまざまな立場からの意見を生かした施策の実施に努めます。

(2) 実施状況等の公表と市民の意見聴取

計画の実施状況等を毎年度公表し、子どもを含めた市民の意見を聴き、計画に反映させるよう努めます。

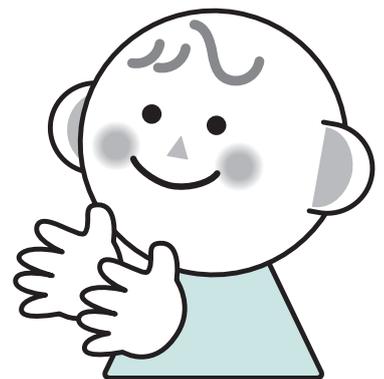
(3) 社会状況の変化に応じた計画の見直し

社会状況の変化に応じ、必要がある場合には、計画の見直しを行います。

(4) 市民等への意識啓発の推進

子どもの権利と計画に掲載している施策や大人の役割が正しく理解され、また、子どもの健やかな育ちを社会全体で支える意識が高まるように、条例の広報など市民等への意識啓発を進めます。

* * * * *



なごっち

○ 子どもを虐待から守るための支援

子どもの虐待防止の啓発、虐待を社会全体で防ぐ体制の強化、虐待のあった子どもや家庭への支援などの施策を進めます。

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
児童相談所などの機能強化	児童虐待の防止に向け、的確な対応を推進するため、相談体制を充実し、関係機関との連携を強化するなど児童相談所等の機能を強化	拡充	西部児童相談所の整備及び開設準備	職員の専門性の確保及び資質向上を図るなど、児童相談所等の機能を強化	子ども青少年局
児童虐待防止の啓発	児童虐待の早期発見・早期対応をはかるため、講演会の開催や相談窓口の広報などさまざまな手法により市民啓発を実施	継続	市民啓発「オレンジリボンキャンペーン2009」の実施	実施	子ども青少年局
要保護児童対策地域協議会（なごやこどもサポート連絡協議会）の運営	児童虐待等の問題解決のため、全市レベルの連絡調整と処遇困難な事例等について協議を実施	継続	年2回の開催	実施	子ども青少年局
地域における虐待防止の支援体制の強化	地域の力を生かした児童虐待防止ネットワークづくりを促進するとともに、区レベルで児童相談所と連携しつつ、子どもの安全確認や地域で見守りなどの取組みの充実・強化	継続	なごやこどもサポート区連絡会議の実施（代表者会議、実務者会議、サポートチームの三層で実施）	・なごやこどもサポート区連絡会議（代表者会議、実務者会議、サポートチーム会議）の実施 ・地域単位ごとのネットワーク取組みの強化	子ども青少年局
教員研修の充実と児童相談所などとの密接な連携	学校の教員に対して児童虐待に関する研修を実施するとともに、児童相談所などとの連携を強化	継続	・経年別及び職務別の教員研修の実施 ・学校支援の取り組みにおける児童相談所との連携	実施	教育委員会 子ども青少年局

○ 不登校・いじめ等の対策の推進

不登校やいじめなど問題を抱えた子どもの相談、支援などの施策を進めます。

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
いじめ・問題行動等防止対策事業	中学校ブロック単位でいじめ等に関する情報交換や防止対策に取り組む連絡会議の設置など	継続	全中学校ブロックで実施	全中学校ブロックで実施	教育委員会
スクールカウンセラーの配置	児童生徒のさまざまな心の問題に対応するため、スクールカウンセラーを全中・高等学校に配置するとともに、小学校でも活用	継続	全中・高等学校に配置	全中・高等学校に配置	教育委員会
子ども適応相談センターにおける不登校児への支援	心理的な理由によって登校しなくても登校できない児童生徒の学校復帰を目指して、教育相談と適応指導を実施	継続	通所者数 249人 (21年12月)	実施	教育委員会
不登校対応支援講師の配置	不登校に関する担当教員を決め、実態に合った具体的な取り組みを推進しようとする小中学校に非常勤講師を派遣し、不登校対策の推進を支援	継続	小中学校 29校に配置 (21年度)	実施	教育委員会
ひきこもり・不登校児童対策事業	家庭にひきこもって不登校状態になっている子どもや友達づきあいが苦手な子ども等にボランティアを派遣したり、宿泊や通所指導におけるグループワーク等を実施	継続	・ふれあい心の友訪問援助事業、グループ指導事業、家族療法事業を実施 ・あそびっこボランティア 56人 (21年11月)	・ふれあい心の友訪問援助事業、グループ指導事業、家族療法事業を実施 ・あそびっこボランティア 100人	子ども青少年局



施策2 子どもの育ちの支援

成果指標	現 状	目 標 (26年度)
* 安心して出産や子育てができる医療サービスに満足している保護者の割合 ……………	19.1% …▶	24%
* 地域などにおける奉仕活動や自主的な活動などに参加したことがある子どもの割合 ……………	73.6% …▶	79%
* 将来的な経済的自立を希望する若者の割合 ……………	75.5% …▶	81%
* 社会的自立をするために必要な力を身につけている障害児 [*] の割合…	58.5% …▶	63%

※市立特別支援学校、特別支援学級に通う中学3年生(抽出)を対象とした調査

○ 子どもの健康支援

子どもの健康づくり、医療費負担の軽減、医療体制の充実などの施策を進めます。

事業名	内 容	方向性	現状	26年度の目標	所 管 局
乳幼児健康診査	乳幼児の身体・精神面の発育発達、疾病等の早期発見及び健康の保持増進を図るため、総合的な健康診査を実施	継続	各区の保健所等で実施 (1歳6か月児、3歳児等への健康診査)	3か月児 受診率:100%	子ども青少年局
新生児乳児等訪問指導	健全な発育発達等の保健指導や支援のための新生児乳児家庭全戸訪問並びに継続支援が必要な乳幼児及び妊婦への訪問を実施	継続	実施	実施	子ども青少年局
保育所における食育の推進	乳幼児が食に対する興味を持てるように、保育所における食体験や、家庭への情報提供を実施	継続	実施	実施	子ども青少年局
学校における食育の推進	学校において朝食の摂取など望ましい食生活を指導する学習教材の活用や、学校栄養職員による食生活指導などを実施	拡充	栄養教諭や学校栄養職員による指導 小・中学校 162校で実施 (21年度)	栄養教諭や学校栄養職員による指導	教育委員会
子ども医療費助成	0歳から中学生にかかる医療費の一部負担額を助成	拡充	・通院:小学校6年生まで ・入院:中学校3年生まで	実施	子ども青少年局
小児慢性特定疾患治療研究事業	長期間の治療が必要な小児のがんや慢性腎炎などの小児慢性特定疾患に対して、子どもの健全な育成と医療費の負担軽減を図る	継続	実施	実施	子ども青少年局

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
任意予防接種にかかる費用助成事業	任意接種で行われている4種類の予防接種(ヒブワクチン、水痘、おたふくかぜ、子宮頸がん)の一部助成により予防医療を推進	新規	任意予防接種の実態、ワクチン流通状況の調査	実施	健康福祉局
小児科救急医療体制の充実	市域における医療ニーズに応え、患者サービスの向上をはかるため、特に必要性の高い小児科救急医療体制の拡充を実施	拡充	・市医師会休日急病診療所において小児科専門医による診察を実施 ・小児科二次救急医療体制を「小児救急ネットワーク758」として再構築(東市民病院・城北病院がネットワークに参加) ・土日祝日小児科二次救急医療の実施(城北病院)	・市医師会休日急病診療所において小児科専門医による診察を実施 ・「小児救急ネットワーク758」の安定的な運営 ・全日小児科二次救急医療の実施(西部医療センター中央病院(仮称))	健康福祉局 病院局
成育医療の取組み	西部医療センター中央病院(仮称)において周産期医療、小児医療を充実し、妊娠・胎児から始まり、出生、新生児、小児、思春期を経て次の世代を生き育てるまでの過程全般を連続的、包括的にみようとする医療の実施	新規	西部医療センター成育医療検討会での検討(西部医療センター中央病院(仮称):建設工事)	実施	病院局
思春期保健事業	保健所が思春期の子どもたちの心身両面の健康づくりを支援するため、学校や関係機関と連携を図り、健康教育や相談を実施	継続	実施	実施	子ども青少年局
思春期の精神保健相談	精神保健福祉センターにおいて、思春期にある若者の相談事業などを実施	継続	実施	実施	健康福祉局

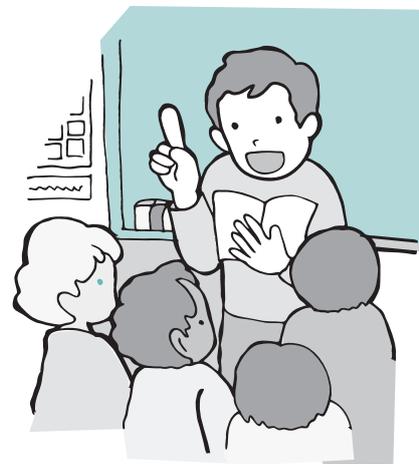
○ 豊かな人間性・創造性を備え、社会性を身につけるための支援

子どもの居場所づくり、学び・育ちの支援、さまざまな遊びや体験の推進、安全に過ごせる環境整備などの施策を進めます。

□ 子どもの居場所や安全・安心の施策

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
留守家庭児童健全育成事業	児童館留守家庭児童クラブの実施と地域の留守家庭児童育成会に対する運営費助成	継続	児童館 16館 育成会 165か所 (21年4月)	実施	子ども青少年局
放課後子どもプラン(仮称)の創設・推進	トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のよい面を取り入れながら、すべての子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができることを目指す事業の創設・推進	継続	・モデル事業の実施 10校 (22年1月) ・モデル事業の検証・評価	放課後子どもプラン(仮称)の推進	子ども青少年局
青少年の居場所づくり	中高生を中心とした青少年が人や社会と関わり、自主的に活動できるよう支援	新規	—	青少年交流プラザ、児童館で実施	子ども青少年局
子どもを守る活動の充実	登下校時の安全確保に向けた学校・保護者・地域による子どもの見守り活動の推進	拡充	・子ども安全ボランティアの推進 登録者数 66,787人 (21年12月) ・スクールガード・リーダーによる巡回指導を全小学校で実施	・子ども安全ボランティア登録者数の拡大 ・スクールガード・リーダーによる巡回指導を全小学校で実施 ・緊急情報のメール配信を全校で実施	教育委員会
地域における青少年育成活動への支援	地域における青少年の育成活動を促進するため地域団体と連携して啓発事業を実施	継続	・地域活動で使用する啓発資材や活動ガイドを作成・配布 ・青少年をまもる運動などの啓発事業を実施	啓発資材、活動ガイド等の作成、キャンペーン等により地域活動の支援を実施	子ども青少年局

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
交通安全に関する 広報・啓発	子どもを交通事故から守るための交通安全教育・啓発の推進 登下校時における小学生の交通安全指導及び交通安全教室の実施	継続	実施	実施	市民経済局
青色回転灯車による パトロール活動などの 実施	市民参画による安心・安全で快適なまちづくりを推進する中で、地域の取組のひとつとして支援	継続	教育委員会等より連絡のあった不審者情報に対応したパトロールの実施	実施	市民経済局



□ 子どもの育ちや学びの施策

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
保育所保育指針に基づく保育の実践	保育所保育指針に基づき、保育の質の向上等に資する取組を実施	拡充	保育所保育指針に基づく保育の実施	実施	子ども青少年局
名古屋市幼稚園教育指針に基づく幼児教育の実践	名古屋市幼稚園教育指針に基づき、幼稚園教育の質の向上に資する取組を推進	継続	名古屋市幼稚園教育指針に基づく幼児教育の実施	実施	教育委員会
小・中学校における少人数学級の実施	児童一人一人に、きめ細かな指導を行い、学校生活への適応を図るため、少人数学級を実施	継続	小学校1・2年生での30人学級、中学校1年生での35人学級を実施	実施	教育委員会
少人数指導の推進	一つの学級を少人数集団に分けて指導するなど、一人一人にきめ細かな指導を実施	継続	全小中学校で実施	全小中学校で実施	教育委員会
基礎学習講座講師の配置	非常勤講師を小・中・特別支援学校に派遣することによって、特別な配慮を要する児童生徒に対する個別指導等を実施	継続	61校に配置(21年度)	実施	教育委員会
発展学習講座の実施	授業時間外において児童生徒の興味・関心に応じた発展的・補足的な学習指導を実施	新規	—	実施	教育委員会
家庭学習の支援	家庭における学習習慣の定着を図るため、家庭教育の支援を推進	新規	—	検討	教育委員会

□ さまざまな遊びや体験を推進する施策

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
ふれあいフレンド事業の実施	小学生と放課や授業の時間に一緒に活動する大学生などのボランティアを小学校に派遣	拡充	小学校80校で実施(21年度)	実施校数の拡大	教育委員会
ボランティア活動や職場体験活動などの推進	ボランティア活動や職場体験活動など、小中学生の成長に合わせた多様な体験活動を推進	継続	全小中学校で実施	全小中学校で実施	教育委員会
いきいきなごやつづくり事業	子ども自身が主体的に参画し、運営する遊びや職業体験、自然体験、社会体験の場づくり	継続	実施 補助件数 7件(21年度)	実施	子ども青少年局
元気いっぱいなごやつ子の育成	小中学生の体力の向上をめざして、体力づくりの推進や学校栄養職員による食生活指導を実施	拡充	小中学校79校で体力アップを推進(21年度)	実施校数の拡大	教育委員会
部活動の推進	教員指導者がいなくても部活動を指導できる「部活動顧問派遣事業」や、教員指導者を補助する「部活動外部指導者派遣事業」の実施により、部活動を推進	拡充	中学校への外部顧問派遣部数 48部 外部指導者派遣回数 10,462回(21年度)	外部指導者派遣回数の拡大	教育委員会
地域ジュニアスポーツクラブ育成事業	地域で子どもがスポーツに親しめる環境を整備するため、地域ジュニアスポーツクラブを育成	拡充	設置学区数 138学区(21年度)	設置学区数の拡大	教育委員会
子どもスポーツフェスタの開催	地域や学校から参加でき、気軽にスポーツに親しみ交流する機会として開催	継続	参加者数 約2,300人(21年度)	実施	教育委員会
土曜日や長期休業中における体験活動などの推進	土曜日や夏休みなどに学校、家庭、地域が連携、協力して子どもの体験活動などの推進をはかるため、さまざまな事業を実施	継続	図書館や生涯学習センター等の施設で実施	実施	教育委員会

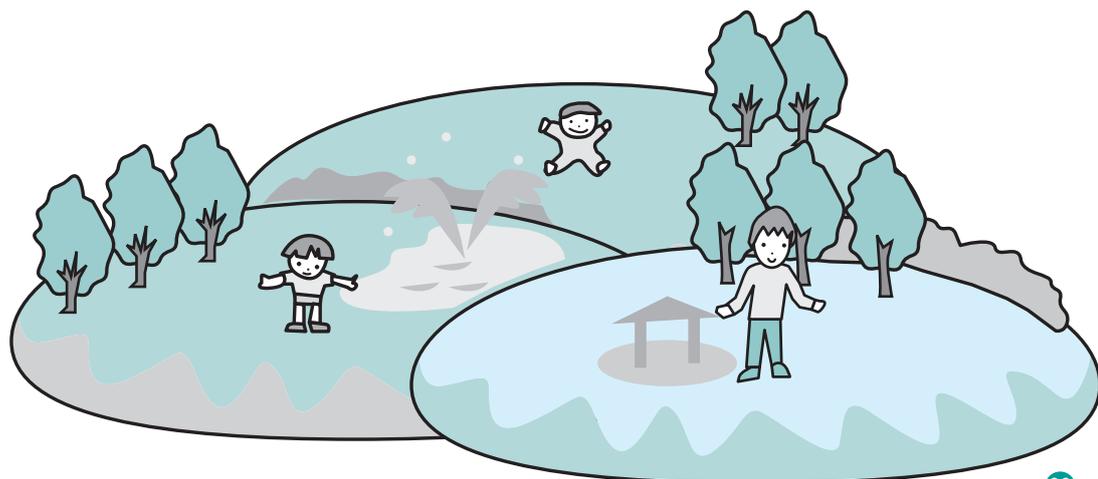
事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
名古屋少年少女発明クラブの運営	小中学生を対象に、科学技術やものづくりに関心を持つ人材を育成するため、名古屋市科学館を事業拠点として、ものづくり教室などを実施	継続	各種ものづくり教室の開催	実施	市民経済局 教育委員会
トワイライトスクールの実施	放課後や長期休業中などに小学校施設を活用し、遊びや学び、体験、地域の人々との交流を推進	継続	実施 246校 (22年1月)	実施	子ども青少年局
放課後子どもプラン(仮称)の創設・推進(再掲)	トワイライトスクールと留守家庭児童健全育成事業のよい面を取り入れながら、すべての子どもたちが豊かで健やかに放課後を過ごすことができることを目指す事業の創設・推進	継続	・モデル事業の実施 10校 (22年1月) ・モデル事業の検証・評価	放課後子どもプラン(仮称)の推進	子ども青少年局
「わくわくキッズナビ」による情報提供	子どもの体験活動を促進するため、イベントや施設などの情報をホームページや情報誌により提供	継続	・情報誌の発行 ・ホームページの運用 アクセス件数 1日 173件 (20年度)	実施	子ども青少年局
子ども会活動への支援	異年齢の子ども同士の交流や、地域の中での子どもの健やかな育ちを支援する子ども会活動への助成	継続	16区・231学区・2,657単位子ども会への助成 (20年度)	実施	子ども青少年局



事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
児童館における子どもの育成	18歳未満の子どもを対象に、遊びを通して健康増進や、情操を育むための各種事業を実施	継続	季節行事や、クラブ活動など各種事業を実施	実施	子ども青少年局
「みんなで覚えよう 応急手当」講習の実施	夏休み期間中に、小中学生を対象にした普通救命講習を開催	継続	・小学生(4~6年生)対象に4回開催 合計80名(各回20名) ・中学生対象に2回開催 合計40名(各回20名) (21年度)	実施	消防局
なごや東山の森づくり	東山公園および平和公園一帯において、名古屋の緑のシンボルとなるような「なごや東山の森づくり」を、市民・企業・行政のパートナーシップにより推進	継続	・幅広い主体による森づくり活動の推進、充実 ・活動拠点施設の運営支援: 12か月 ・子どもを対象とした「子ども東山の森づくり隊」の運営支援:年4回 ・森づくり活動の支援 (21年度)	幅広い主体による森づくり活動の推進、充実	緑政土木局



事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
なごや西の森づくり	市民とともに苗木を植え、次の世代に引き継ぐ豊かな森を市民・企業・行政のパートナーシップにより新たに創出	継続	<ul style="list-style-type: none"> ・幅広い主体による森づくり活動の推進、充実 ・植樹祭の開催: 植樹本数 3710本、 参加人数 1300人 ・なごや西の森づくりスタッフ養成講座の開催:年5回 ・「こども森づくり探検隊!」の開催:年10回 ・森づくり活動の育成支援(21年度) 	幅広い主体による森づくり活動の推進、充実	緑政土木局
地域の身近な公園づくり	街区公園の適正配置促進学区の解消をめざし、街区公園を設置	継続	街区公園 2公園整備(21年度)	街区公園の適正配置の推進	緑政土木局



□ 環境についての学びを進める施策

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
エコ・フレンドシップ事業などの推進	エコ・フレンドシップ事業など学校でのさまざまな活動を通して環境学習を推進	継続	全校(園)で実施	全校(園)で実施	教育委員会
環境学習の推進	自然とのふれあいなどの体験的な学習活動を通して環境を大切にすることを育む環境学習をエコパルなごやなどにおいて実施	継続	・エコパルなごや来館者 38,989人 ・なごや環境大学子ども向け講座数49講座(20年度)	実施	環境局
なごやエコキッズの推進	幼稚園・保育所において、園児の環境に対する感性を育むとともに、園児の家庭のライフスタイルを環境にやさしいものへ転換するための、園と家庭が一体となって環境保全に取り組む仕組みづくり	継続	・名古屋市内466の幼稚園・保育所で実施(21年12月) ・環境サポーターの派遣や教材の作成・配布、環境情報の提供など	名古屋市内全幼稚園・保育所をなごやエコキッズ認定園とし、なごやエコキッズを推進	環境局
なごやエコスクールの推進	学校において、児童・生徒の主体的な環境保全に関する取組みの実践と、児童・生徒自ら振り返り改善していこうとする姿勢を育むための仕組みづくり	継続	・名古屋市内397校の小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等で実施(21年12月) ・環境サポーターの派遣や出前授業の提供、教材の作成・配布、環境情報の提供など	名古屋市内の市立全学校をなごやエコスクール認定校とし、なごやエコスクールを実施	環境局

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
なごやユニバーサルエコユニットの推進	大学生自らが主体的に環境保全活動を行い、他の大学生および地域に向けて環境問題を発信していくため、大学祭でのエコ企画実施の他、大学の垣根を越えた環境保全活動を行う	継続	・名古屋市内・近郊の大学、17大学20キャンパスで実施(21年12月) ・各大学祭でのエコ企画の実施の他、環境啓発イベントの主催・出演など	参加キャンパスを拡大し、なごやユニバーサルエコユニットを推進	環境局
水辺の環境学習の推進	川の自然環境や川と生活とのかわりについて、水辺での実体験や講義などを通じて学ぶ、環境学習を実施	継続	年15回実施(21年度)	年15回実施	緑政土木局



○ 若者の社会的自立への支援

若者が大人として自立できるような活動の支援や、キャリア教育の推進などの施策を進めます。

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
青少年交流プラザ（ユースクエア）における事業推進	青少年交流プラザにおいて、青少年が意見を表明し社会参画する活動を支援	継続	・社会参画活動推進事業 ・地域・世代間交流事業 ・若年者就労支援の拠点である「なごや若者サポートステーション」（厚生労働省委託事業）と連携した事業 来館者数 115,506人 (20年度)	実施	子ども青少年局
キャリア教育の推進	高校生の学習に対する目的意識を明確化し、望ましい勤労観・職業観を育成するため、職場体験学習を行うなど、キャリア教育を推進	継続	全校で実施	全校で実施	教育委員会
若年者就労支援事業	ニート等就労困難な若者に対し、NPO と協働し、勤労意欲の醸成・確立をはかるための事業を実施	継続	・カウンセリング 延701名 ・電話相談 291件 ・セミナー 5回 延313名 就労者数64名 (20年度)	実施	子ども青少年局

○ 特に支援を要する子どもの支援

保護を要する子ども、障害のある子ども、外国人の子どもなど特に支援を要する子どもの支援を進めます。

□ 保護を要する子どもの支援

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
児童養護施設など入所児童のケアの充実	虐待やいじめの被害を受けた子どもの自立を支援するため、児童養護施設などにおいてカウンセリングなどの心理療法を実施し、ケアスタッフの充実をはかるほか、よりきめ細かいケアを行うことができるよう小グループでの処遇体制を実施するとともに、老朽化した児童養護施設などを順次整備	拡充	・心理療法職員配置施設 17か所 ・小規模グループケア実施施設 7か所 (21年度)	・心理療法職員配置施設 23か所 ・小規模グループケア実施施設 11か所	子ども青少年局
里親委託の推進・里親への支援の充実	里親登録者の増加を図り里親委託を推進するとともに、児童相談所の支援、研修などにより里親への支援を実施	拡充	認定及び登録里親数 90世帯 委託児童数 33人 (21年4月)	認定及び登録里親数 115世帯 委託児童数 50人	子ども青少年局
DV 被害者および家族の支援	母子生活支援施設退所後などで地域で自立生活を始めた DV 被害者とその子どもに対して、裁判所等への付添などの継続的な支援を行うとともに、自立支援プログラムの開発を実施	拡充	・「見守り同行支援」の実施 ・「親子支援プログラム」の開発	・「見守り同行支援」の実施 ・「親子支援プログラム」の実施	子ども青少年局



□ 障害のある子どもの支援

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
地域療育センターの整備	障害の早期発見とその軽減をはかるため、身近な地域で相談・医療・訓練など総合的な療育を実施する地域療育センターの整備を促進	拡充	東部方面地域療育センターの整備について、用地選定	東部方面地域療育センター(仮称)の開設	子ども青少年局
在宅サービスの充実	障害者の自立した地域生活を支援する在宅サービスを拡充	拡充	障害児等療育支援事業 5か所で実施 (21年度)	障害児等療育支援事業 6か所で実施	子ども青少年局
障害児の放課後支援	保護者が働いているなどの理由により放課後の支援が必要な障害児を対象に、社会適応訓練や余暇支援を実施	拡充	児童デイサービス、障害児デイケア事業の実施	利用者のニーズに見合ったサービス量を確保	子ども青少年局
発達障害者支援センター運営事業	自閉症などの発達障害を有する障害児(者)に対し、自立支援や就労などについての相談業務、人材育成、情報発信・普及啓発の各事業を実施	継続	実施 月平均利用者数 187人 (21年4月～21年12月)	実施 月平均利用者数 240人	子ども青少年局
重症心身障害児(者)施設の整備	重症心身障害児(者)が安心して生活できるよう、入所により医療ケアや介護を実施するとともに、重症心身障害児(者)の地域生活の拠点となる施設を整備	新規	—	・整備 ・運営体制について検討	健康福祉局 子ども青少年局
障害児保育	障害児の成長・発達の促進をはかるため、健常な子どもとともに集団保育が可能な障害のある子どもの保育を推進	拡充	228か所 751人 (21年4月)	全園で受入れ(乳児のみ受入れを行っている保育所を除く)	子ども青少年局

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
特別支援教育専門家チームの派遣	小中学校における特別支援教育の体制づくりや教職員の指導力向上のために、医療や療育関係等の職員によって構成する専門家チームを派遣	継続	幼稚園・小中学校111校(園)に派遣(21年度)	実施	教育委員会
学校生活介助アシスタントの派遣	障害のある子どもに付き添いや介助を行っている保護者の負担軽減をはかるため、学校生活介助アシスタントを派遣	継続	120人を派遣(21年度)	実施	教育委員会
特別支援学級・重複学級の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害の程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、一人一人の実態に応じてきめ細かく指導する学級を設置 ・ 特別支援学校には障害が重複している児童生徒のための学級を設置 	継続	特別支援学級は42学級を新設・増設、重複学級は全特別支援学校に設置(21年度)	特別支援学級の 新設・増設	教育委員会
発達障害に対応する非常勤講師の配置	通常の学級に在籍する発達障害の児童生徒に対する個別指導を推進するため、非常勤講師を小中学校に派遣	拡充	16校に配置(21年度)	配置を拡大	教育委員会
守山養護学校高等部への産業科の設置	守山養護学校高等部に高等養護学校に準ずる学科を設置し、職業教育を充実	新規	—	教室改修、教育課程の編成等	教育委員会

□ 外国人の子どもの支援

事業名	内容	方向性	現状	26年度の目標	所管局
子ども日本語教室	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、生活や学校で役立つ日本語学習を支援する日本語教室を毎週日曜日に開催	継続	実施 30回開催 (21年度見込)	実施	市長室
夏休み子ども日本語教室	日本語を母語としない6歳から15歳の子どもを対象に、夏休みの期間中、日本語の学習の継続や、学習習慣の保持を目的に、港区九番団地の集会所において、日本語教室を開催	継続	実施 10回開催 (21年度)	実施	市長室
外国籍の子どもたちのための相談	名古屋国際センターにおいて、外国籍の子どもたちのために教育、福祉及び健康等の各分野での相談に専門家が応じる	新規	—	実施	市長室
九番団地子どもサッカー教室	ブラジル人集住地域である港区九番団地地域において、外国人児童の居場所づくりと日本人児童との交流を目的にサッカー教室を毎週開催し、ブラジル、コロンビア、ペルー、日本の児童・生徒が練習	継続	実施 38回開催 (21年度見込)	実施	市長室
日本語指導講師の配置	日本語指導を必要とする児童生徒が多数在籍する小中学校へ非常勤講師を派遣	継続	31校に配置 (21年度)	実施	教育委員会
母語学習協力員の配置	外国人児童生徒の母語と日本語の両方を話すことのできる協力員を学校に配置し、日本語指導や適応指導を支援	拡充	5人配置 (21年度)	配置を拡大	教育委員会
日本語指導が必要な児童生徒の新しい受入システムの整備	日本語指導が必要な児童生徒の急増に対応するため、初期段階の日本語を学習する支援体制を整備	新規	—	実施に向けた検討	教育委員会